

塩尻市立保育所

3～5歳児クラスの副食費（月額）

令和6年度の市町村民税所得割額		令和7年度の市町村民税所得額	
4月	4～8月の副食費	9月	9～3月の副食費

税額による区分			世帯第1子	世帯第2子以降
市町村民税所得割額	年収360万円未満相当の世帯	77,101円未満（ひとり親世帯等）	0円	0円
		57,700円未満（ひとり親世帯等以外）	0円	0円
	年収360万円以上相当の世帯	77,101円以上（ひとり親世帯等）	4,500円	0円
		57,700円以上（ひとり親世帯等以外）	4,500円	0円

- ※ **私立の保育所等においては、施設ごとに給食費が異なります**ので施設へお問い合わせください。
- ※ 未申告などの理由により**税額が確認できない場合は、世帯の年収が360万円以上相当として副食費を決定します**のでご注意ください。
- ※ 原則、父母の税額を適用しますが、家庭状況によっては父母以外の家計の主宰者（祖父母など）の税額を適用する場合があります。
- ※ 「ひとり親世帯等」は、ひとり親家庭、生活保護世帯、障害者世帯のことを指します。
- ※ 「配当控除」、「住宅借入等特別税額控除」、「寄付金税額控除」、「外国税額控除」、「配当割額または株式等譲渡所得額控除」等の税額控除がある場合は、
控除前の市町村民税所得割額が副食費算定の基準になります。